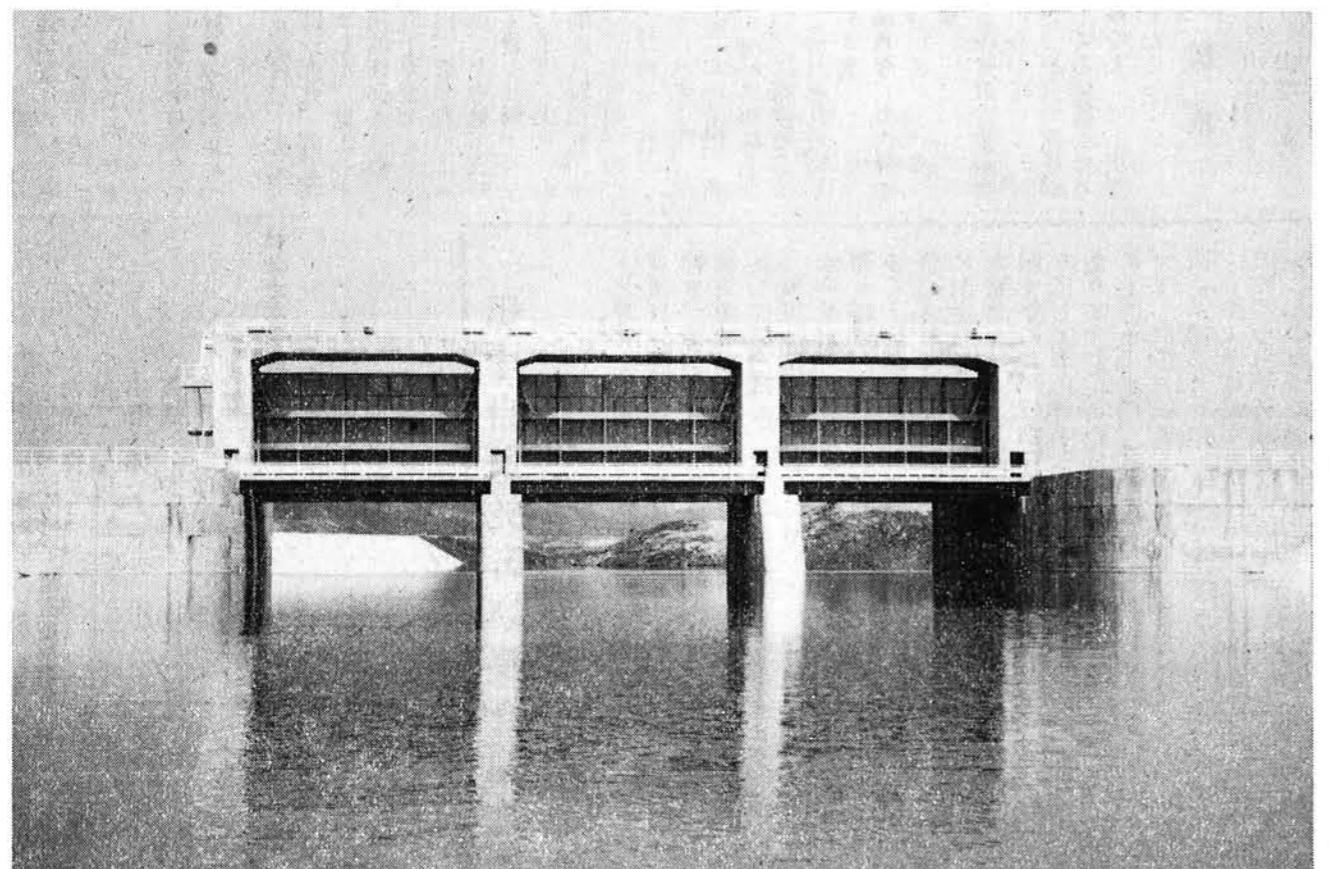


10月 (No. 40)

町長 内山大三筆

■発行／与板町（代表者与板町長内山大三） ■編集
与板町だより編集委員会



● 新黒川に逆流止め水門が完成

昭和40年から黒川流域低湿地帯のいつ水、たん水を防ぐための黒川分流工事と河状整理が大がかりな規模で進められてきましたがこのたび下流の工事の終つた新黒川に工費6億3千万円をかけた逆流止め水門が完成しました。この水門は信濃川からの逆流を防止するためのものですから洪水などの際には大きな威力を発揮するものと思われます。

人口の動き

9月30日現在

() は 8月末との比較

人 口	8,156人 (+ 19人)
男	3,950人 (+ 13人)
女	4,206人 (+ 6人)

世帯	1,784	(+ 2)	
出生	17人	死亡	4人
転入	22人	転出	16人

おもな内容は

与板町錦鯉品評会の開催

期日 10月19日（日曜日）
会場 与板小学校プール

品評会は第1部から第5部迄に分か
大きいものは59cm以上、小さいもの
cm未満の愛好者自慢の又、丹精こめ
飼育された逸品の錦鯉が数多く出品
れます。是非観覧において下さい。

観覧時間は午前11時～午後3時迄で

昭和四十四年改正特別弔慰金の請求について

昭和十六年十二月八日以後戦没の軍人軍属等には、その遺族に弔慰金が支給されたが、その後妻、子、父母など再婚したり成人したり又は死亡などして昭和四十年四月一日には遺族年金や公務扶助料を受給する者がなくなつた戦没者に対してそのあとに残つた兄弟姉妹などに特別弔慰金三万円の国債が支給されます。請求手続きは、現住所の市町村役場で行ないますが、色々細部規則がありますのであなたに請求権利があるかどうかとりあえず申し出てください。

改正になりましたのは次の

事柄です。改正前請求できなかつた①戦没後、遺族以外の者の養子となつた兄弟姉妹など②戦没後、遺族以外と婚姻し姓を改めた兄弟姉妹など③戦没者の入隊の当時、生計関係のなかつた兄弟姉妹などこれらのは、昭和四十四年十月一日から請求できることは除きます。

とに改正になりました。ただし、改正前の規則によつてすでに支給を受けた遺族のある戦没者の兄弟姉妹などは除きます。

戦没者(軍人軍属)叙位叙勳未済者の届出について

戦没者叙位叙勳事務処理については、昭和三十九年一月再開以来、大部分が処理済であります。が、本年度はこの事務処理の最終年度となつてゐるので、これが完遂のため事務処理をすすめておりますが、これが対象者の調査は殆ど二十数年以前にさかのぼつ

て実施する關係からして、次戦没者叙位の対象者であります。されまので、左記に該當される方は十月二十日まで届出下さるようお願ひいたします。

用紙は役場住民課にあります。

一、届出の対象遺族

(1) 昭和三十九年一月七日の閣議決定に基づく今次戦争に関する勤務に従事し、これに関連して死没した軍人、軍属及びこれに準ずるものと認められる者(退職後の死没者は昭和二十七年四月二十七日までのものとする)であつて、昭和四十四年九月末日現在死没者叙位調査票に基づく遺族調査等を受けていない遺族。

(2) 前記(1)による死没した軍人軍属のほか、昭和十五年四月三十日から昭和十六年十二月七日までの間に、おいて死没した者等であつて、勲章勳記未受領の遺族等も含まれること。

昭和四十四年九月十五日自
治省告示第一四二号で戦時中
防空に従事して死傷した警防
団員等に特別支出金を支給す
ることを発表いたしました。

「防空に従事して死傷した警防団員等に

又出金の支給について	
た者またはその遺族に対して 支給されるものです。	支給の内容
一、死亡者	一人七万円
二、負傷者	一人五万円
三、負傷の程度	外形に残る程度以上の負 傷
四、支給の範囲	1. 死亡者については当該者の 死亡当時の配偶者子、 父母、孫、祖父母、兄弟

の
2. 右の内配偶者については
昭和四十四年九月五日迄
離縁して本人と親族関係
のなくなつた者及び禁固
以上の刑を受けたものは
支給の範囲に入りません
該当者は関係書類を消防
本部にお出し下さい。
支給手続き期間
昭和四十五年二月二十八
日迄

収入

町民1人当たり
5,391円の町税負担

収入総額は一億八千百五十
四万六千円でありました。こ

りました。次に主な
議案について
説明すると
て説明すると
共に報告いた
します。

です。

支出

町民1人当り
21,456円の支出

ます。

総務費||総務費は役場全体の運営費であります。これが全体の十八・九パーセントで三千三百七十七万円となり、一番大きな割合を占めておりました。支出の内訳を目的別に分類すると図表3のようになります。そこでこの支出の内訳を目的別に簡単に御説明します。

民生費||民生費は国民年金、保育児童措置に要した経費が主なもので、このほか老人福祉関係等社会福祉事業に要した経費で、これが全体の四・三パーセント七百六十八万六千円となつております。

農林水産費||農林水産費は農業委員会の運営や農林業の振興、育成助成にあてられた費用でこれが六百二十六万五千円となつています。

労働費||労働費は失業者救済の失業対策事業にあてられた費用でこれが九十一万四千円となつています。

料、又役場の仕事を進める上の種々の経費、財産管理のた

めの費用、税金、戸籍、選挙、今問題となつてある交通安全の事務を行なつていくために使われた費用であります。

支出来の総額は一億七千八百五十七万七千円で町民一人当たり二万一千四百五十六円となりました。支出の内訳を目的別に分類すると図表3のようになります。そこでこの支出の内訳を目的別に簡単に御説明します。

議会費||議会費は私達の代表として審議、議決の面を受けるもつていただいている議会の運営費即ち議員報酬、調査研究のための旅費、議会職員の給料等であります。これが全体会員の四・三パーセント七百六十八万六千円となつております。

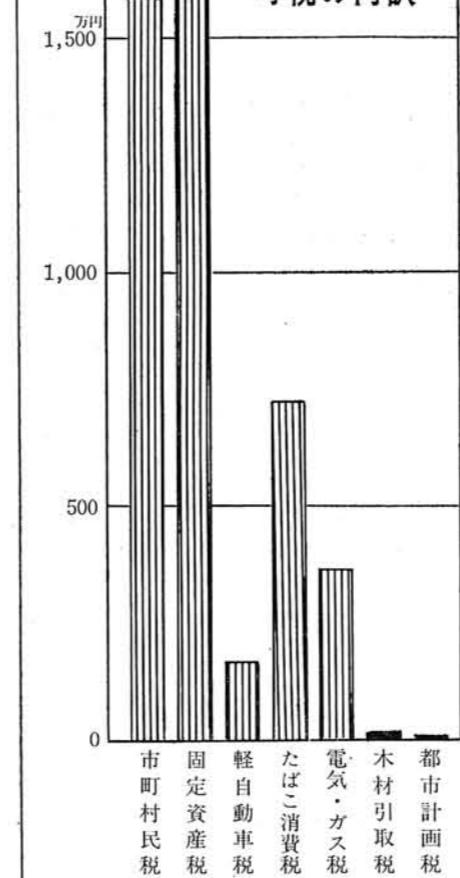
土木費||土木費は全体で二百万円を主体とした商工業の設備近代化資金の貸付金千三百六十万三千円となつています。

商工費||商工費は産育資金一百万円を主にした商工業の振興、観光事業に要した費用でこれが全体の九・三パーセント六百六十一万二千円となつています。

農林水産費||農林水産費は農業委員会の運営や農林業の振興、育成助成にあてられた費用でこれが六百二十六万五千円となつています。

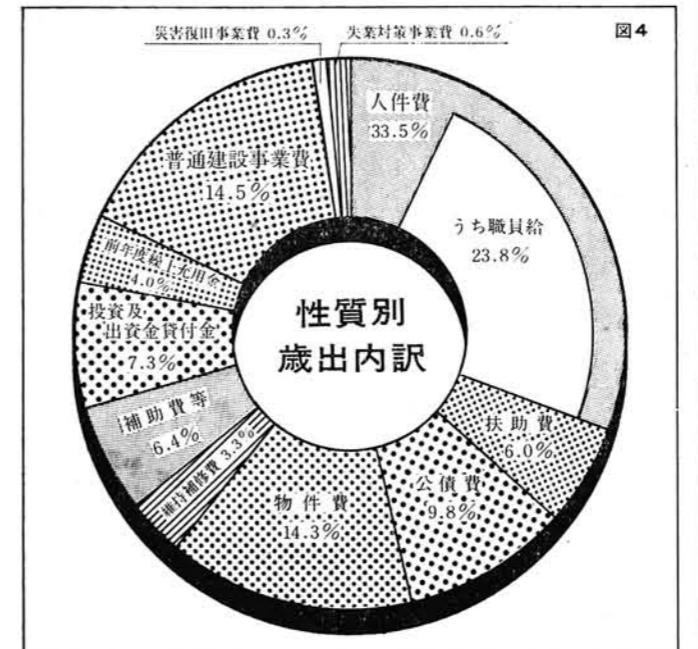
教育費||教育費は公債費は長期借入金及び一時借入金利子支払いに当てた

町税の内訳



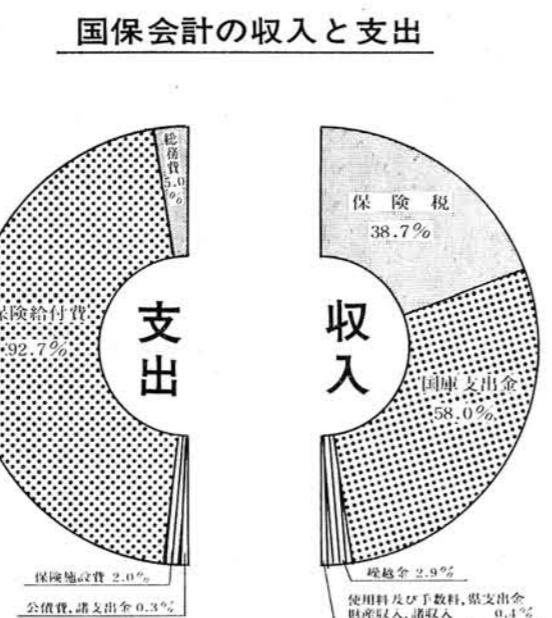
購入費四百六十一万円、町道葛都線改良工事、当の浦・岩谷線改良工事代五百五十四万円等であります。これが全體の十七・三パーセント三千八十三万八千円となつています。消防費||消防費は町の常備消防、非常勤消防などの費用又、消火栓新設工事などの防火災活動に要した費用であります。

(次頁に続く)



国民健康保険会計決算

収入の五十八パーセントは国補助金
支出の九十二・七パーセントは保険給付費



昭和43年度 与板町上水道事業損益計算書

	支 出	収 入
	■ 42年度	□ 43年度
1. 営業 収 益	16,010,096	16,010,096
給 水 収 益	13,961,950	
受 託 工 事 収 益	1,611,096	
そ の 他 営 業 収 益	437,050	
2. 営 業 費 用	11,864,961	11,864,961
原 配 水 費	5,274,280	
受 託 工 事 費	803,014	
總 係 費	2,303,498	
減 価 償 却 費	3,102,762	
そ の 他 営 業 費 用	381,407	
3. 営 業 外 収 益	234,676	234,676
受 取 利 息 及 び 当 金	8,321	
淮 収 益	226,355	
當 年 度 総 利 益		4,379,811
4. 営 業 外 費 用	4,704,128	4,704,128
支 払 利 息	4,704,128	
當 年 度 総 損 失		△ 324,317

上水道会計決算
総収入は一、六二五七万円

【5】
昭和四十三年度の当初予算額は五千三百六十万八千八百四十九円の収入総額となり、支出においては四千九百三十九万八千七百三十二円の支出総額と

この結果、収入においては五千三百六十万八千八百四十九円を追加し、最終予算額は五千六十二万四千円となりました。補正増の財源は前年度繰越金五百五十二万三千円と国庫負担金等四百二十九万円を充當しました。国庫負担金の主なものは給与改定及び療養給付費負担金であります。

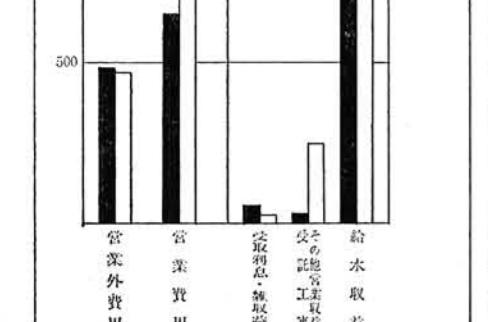
昭和四十三年度の当初予算額は四千五百八十一万一千円で発足しましたが、その後三回の補正で五百八十一万三千円となつております。公債費は長期借入金及び一時借入金利子支払いに当てた

教育費||教育費は支出の中では三番目に大きなものです。これは学校の施設、設備の充実、又教材の購入等教育環境の向上に要する経費、スクールバスの管理費用、教育委員会の運営費用、社会教育、保健体育に要した費用、学校給食の向上に要する経費、スクールバスの管理費用、教育委員会の運営費用、社会教育、保健体育に要した費用などあります。これが全体会員の十二パーセント二千百四十四万六千円となつております。

公債費||公債費は長期借入金及び一

時借入金利子支払いに当てた

収入の五十八パーセントは国補助金
支出の九十二・七パーセントは保険給付費



昭和43年度
上水道会計決算
総支入は一、六二五七万円

